

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請はお済みですか

次の要件に該当する方で、まだ手当を受けていない方は申請してください。ただし、所得制限があります。

児童扶養手当

特別児童扶養手当

【支給対象となる方】市内在住で、次のいずれかに該当する方を養育している父親か母親、または養育者

①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父または母が重度の障害を持つ児童④父または母が生死不明の児童⑤父または母に1年以上遺棄されている児童⑥父または母が1年以上拘禁されている児童⑦母が婚姻によらないで生まれた児童⑧父または母が、母または父からの申し立てにより発せられたDV保護命令を受けた児童

※父親・母親・養育者が老齢福祉年金以外の年金を受給できるときや、児童が父親または母親に支給される年金の加算対象になっている場合は、手当の金額が変更または停止になる場合があります。また、児童が児童福祉施設などに入所しているときなど、対象にならない場合があります。

【支給対象となる方】市内在住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父親か母親、または養育者

①知的障害(愛の手帳1〜3度程度)がある児童②身体障害(身体障害者手帳1〜3級程度)がある児童③前記①②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童

小児慢性特定疾病医療費助成の更新手続きについて

小児慢性医療費助成の医療券をお持ちの方で、引き続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要です。更新に必要な書類などは都から郵送されます。早めに手続きを済ませてください。なお、有効期限を過ぎてしまうと、医療費助成が受けられるのは、

【受付時間】土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半〜正午、午後1時〜5時15分

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747、ファクス(475・8181)へ。

い場合がありますので、ご注意ください。認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きをしてください。

【注意】市民税・都民税が未申告の方は所得確認ができないため、各手続きの更新ができません。課税課(市役所2階)で申告を済ませた上で、現況届を提出してください。

【現況届受付期間】児童扶養手当・特別児童扶養手当のいずれも、8月1日(月)〜31日(水)。27日(土)以外の土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時半〜午後5時。ただし、

8月分から次の通り手当が増額されます。

【第2子加算額】①全部支給

【第3子以降加算額】①全部支給

【対象】特別障害者手当②20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方▼障害児福祉手当②20歳未満で、身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の方。申請には医師の専用様式による診断書などが必要で、▼重度心身障害者手当②重度の心身障害のため常時特別な介護を必要とする方▼重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方▼重度の知的障害と身体障害の重複障害の方▼重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座ることが困難な方。ただし、施設入所および3カ月を超えて入院している方には支給されません。

【所得制限限度額】本人所得が360万4000円で、扶養親族などが1人増すごとに38万円を加算(左表参照)

扶養親族等の人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人	360万4,000円	398万4,000円	436万4,000円	474万4,000円	512万4,000円	550万4,000円
扶養義務者など	628万7,000円	653万6,000円	674万9,000円	696万2,000円	717万5,000円	738万8,000円

8月25日(木)・26日(金)は、午後8時まで夜間窓口を、27日(土)は午前9時〜午後4時に、休日窓口を開設します。ぜひご利用ください。

【注意】市民税・都民税が未申告の方は所得確認ができないため、各手続きの更新ができません。課税課(市役所2階)で申告を済ませた上で、現況届を提出してください。

【現況届受付期間】児童扶養手当・特別児童扶養手当のいずれも、8月1日(月)〜31日(水)。27日(土)以外の土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時半〜午後5時。ただし、

8月分から次の通り手当が増額されます。

【第2子加算額】①全部支給

【第3子以降加算額】①全部支給

【対象】特別障害者手当②20歳以上で身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の障害が重複している在宅の方▼障害児福祉手当②20歳未満で、身体・内部または精神に著しい障害があり、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度の方。申請には医師の専用様式による診断書などが必要で、▼重度心身障害者手当②重度の心身障害のため常時特別な介護を必要とする方▼重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方▼重度の知的障害と身体障害の重複障害の方▼重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座ることが困難な方。ただし、施設入所および3カ月を超えて入院している方には支給されません。

【所得制限限度額】本人所得が360万4000円で、扶養親族などが1人増すごとに38万円を加算(左表参照)

国民健康保険限度額適用認定証と標準負担額減額認定証を交付します

①70歳以上の被保険者で住民税非課税世帯の方
申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

この「認定証」を保険医療機関などに提示すると、高額な保険診療における支払いが自己負担限度額となり、食事代などが減額されます。

申請により「限度額適用認定証」の交付が受けられます。この「認定証」を保険医療機関などに提示すると、高額な保険診療における支払いが自己負担限度額となり、食事代などが減額されます。また、住民税非課税世帯の方は入院時の食事代が減額されます。

申請期間は、申請があった月の初日から翌年(1月〜7月)の申請は同年(7月31日まで)です。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課(市役所1階)で申請を行ってください。詳細は広報6月15日号4面または市ホームページをご覧ください。

介護保険施設サービス利用時の食費・居住費(部屋代)の軽減制度 随時申請を受け付けます

介護保険施設サービスを利用したときの費用は、施設サービス費(利用料)の自己負担(負担割合)1割または2割に加え、食費・部屋代・日常生活費を支払いますが、所定の認定要件に当てはまる方は、申請により食費・部屋代の軽減制度(負担限度額認定)が受けられます。

認定期間は、申請があった月の初日から翌年(1月〜7月)の申請は同年(7月31日まで)です。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課(市役所1階)で申請を行ってください。詳細は広報6月15日号4面または市ホームページをご覧ください。

【対象となるサービス施設】サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設)▼短期入所(負担限度額認定)

所得区分に応じて食費・部屋代の負担限度額(施設に支払う1日当たりの自己負担額の上限)が設けられています。詳しくは同課 ☎470・7747へ。

新しい家庭的保育施設が開所します

10月1日(土)から、子ども・子育て支援新制度に基づく地域型施設として、「木村家庭保育施設」が新たに開所します。

【施設概要】名称Ⅱ木村家庭的保育施設▼設置者Ⅱ木村宣子▼住所Ⅱ南町4ノ3ノ22▼電話番号Ⅱ452・6659【保育対象】0歳〜2歳児

さる領収書を持参していただきます。なお、前記①②の「認定証」は、前年の収入状況によって変更が生じることから、毎年8月1日を基準に限度額を判定しています。

【手続き方法】被保険者証・認め印・マイナンバー確認書類(通知カードなど)・身元確認書類(免許証など)を持参の上、保険年金課国保年金資格係(市役所1階)へ申請してください。

【長期入院の場合】過去12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方は、申請するとさらに食事代などが減額される場合があります。該当する方は、手続きを済ませてください。詳しくは同課 ☎470・7732へ。

【随時申請を受け付けます】認定期間は、申請があった月の初日から翌年(1月〜7月)の申請は同年(7月31日まで)です。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課(市役所1階)で申請を行ってください。詳細は広報6月15日号4面または市ホームページをご覧ください。

【対象となるサービス施設】サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設)▼短期入所(負担限度額認定)

所得区分に応じて食費・部屋代の負担限度額(施設に支払う1日当たりの自己負担額の上限)が設けられています。詳しくは同課 ☎470・7747へ。

28年「経済センサス」活動調査にご協力いただきました

【経済センサス活動調査】の速報集計結果は、29年5月末日までに公表する予定です。また、確報集計結果は29年9月以降、順次公表する予定です。

統計調査により集められた個人情報「統計法」の規定により保護されます。回答していただいた調査表は外部の人の目に触れることのないよう、厳重に保管し、個人情報の保護には万全を期しています。まだ調査票の提出がお済みでない事業所は、調査票を記入の上、情報管理課統計調査係(市役所6階)へ提出をお願いします。

◆総務省統計局のホームページ (http://www.stat.go.jp/) 詳しくは同課 ☎470・7777 (内線2224) へ。